

## 令和7年第11回 定例総会議事録

1 日時 令和7年11月20日（木）15時00分～16時20分

2 開催場所 公会堂さんさん館4階 第4～6会議室

3 出席者

(1) 委員（18名）

1番：峯岸 幸輔 委員、3番：田中 雅之 委員、4番：高橋 寛幸 委員、  
6番：海老澤成行 委員、5番：小林 孝司 委員、7番：伊藤 薫 委員、  
8番：小林 孝治 委員、9番：田中 邦明 委員、10番：石井 辰男 委員、  
11番：白鳥 邦彦 委員、12番：高麗 千織 委員、13番：山本 達也 委員、  
14番：原嶋 茂夫 委員、15番：藤沼 良典 委員、16番：宍戸 啓次 委員、  
17番：小林 俊之 委員、18番：島田 功 委員、19番：高橋 克弘 委員

※欠席者：2番：石井 昭広 委員、20番：江田 早苗 委員

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：山田 弘光、事務局：草川 二郎、笹原香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和7年第11回農業委員会定例総会を開催いたします。本日は農業委員18名の委員が出席され、全在任委員の過半数が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和7年第10回の定例総会会議録につきまして、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。1番：峯岸委員と、3番：田中委員のご両名にお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第26号「農地の権利移動の許可について」を議題とします。議案第26号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（2件）～

議長 議案第26号の1の現況確認について、担当の7番：伊藤委員ご説明願います。

7番：伊藤委員 11月7日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。また、同日、譲受人に会い、権利移動の内容と許可要件の確認を行いました。現在は防草シートが張られており、今後、野菜栽培等を行う予定です。譲受人より本件農地を譲り受けた後も終生農業を行う意思を確認しております。譲受人は許可要件を満たしているため、許可しても差し支えありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第25号の2の現況確認について、これも担当の7番：伊藤委員ご説明願います。

7番：伊藤委員 11月7日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。また、同日、譲受人に会い、権利移動の内容と許可要件の確認も行いました。現在は竹林で、隣接する譲受人の農地も竹林でした。今後も竹林を活かし、タケノコを栽培する予定です。譲受人より本件農地を譲り受けた後も、終生農業を行う意思を確認しました。譲受人は許可要件を満たしているため、許可しても差し支えありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第27号「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題とします。議案第27号の説明を事務局よりお願いします。  
～事務局説明（1件）～

議長 議案第27号の現況確認について、担当の9番：田中委員ご説明願います。

9番：田中委員 11月14日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。被相続人は生前しっかりと肥培管理され営農されていました。現在、現地には柑橘類や里芋などが植えてありました。また今後は、現在野菜を栽培している部分をブルーベリーに移行する考えもお持ちのようでした。この農地は適正に肥培管理がされており、申請者より終生当該農地の肥培管理を行う確認も取れているため、納税猶予適格者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第28号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題とします。議案第28号の説明を事務局よりお願いします。  
～事務局説明（1件）～

議長 議案第28号の現況確認について、担当の9番：田中委員ご説明願います。

9番：田中委員 11月14日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。被相続人は亡く

なる前まで一生懸命耕作し、営農されていました。したがいまして、主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第29号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第29号の説明を事務局よりお願いします。  
～事務局説明（10件）～

議長 議案第29号の1は私の案件であり、「農業委員会等に関する法律」第31条議事参与の制限の規定により、一時退席いたします。ここで議長を会長職務代理者の山本委員と交代しますので、暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

議長 議長を交代いたしました。休憩前に引き続き会議を再開します。議案第29号の1の現況確認について、担当の5番：小林委員ご説明願います。

5番：小林委員 11月13日に申請者家族の立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地北側にはビニールハウスが2棟あり、1棟は小さな鉢植えが一面にあり、隅に機械や資材が置かれていました。もう1棟は、柑橘系が主で、低木も育苗されていました。全体の9割を占める露地部分には、優に200種を超える植木が整然と植えられており、業者や卸業者だけでなく、一般の方からの問合せにも応じているそうです。一般家庭の外構相談にも乗っているようで、低木、中高木等、現物を見た上で選択ができ、植え込みも含めて対応できているということです。申請者は、家族と協力して適正に肥培管理されており、終生当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで議長を交代しますので、暫時休憩します。

～暫時休憩～

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。次の議案第29号の2の現況確認について、担当の18番：島田委員ご説明願います。

18番：島田委員 11月12日に申請者のご家族立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。申請地は、北側にビニールハウスが2棟あり、1棟はアスパラガスが栽培されており、もう1棟は苗床や農機、農業資材保管用に使用されています。残りの部分は野菜畑で、畑の約4分の1で、ナス、ニンジン、ピーマン、プチヴェールが栽培されていました。収穫した野菜は庭先で販売しているとのことでした。申請者は、昨年末から少し健康状態が思わしくなく、息子さんが新規就農されました。今後は息子さんが中心となって農業経営を行っていくそうで、野菜等の作付も徐々に増やしていくとのことでした。この農地は適切に

肥培管理されており、申請者が終生肥培管理することの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。

質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第29号の3の現況確認について、担当の8番：小林委員ご説明願います。

8番：小林委員 11月13日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は野菜畑で、夏野菜のトマト、ナス、キュウリ、ネギ、大根、ブロッコリーを庭先販売や農協、学校給食に出荷しています。耕作はご家族で行っています。畑はうなってあり、さつまいものツルが片づけられている状態で、雑草もなくよく手入れがされておりました。

申請者は終生肥培管理をすることの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第29号の4の現況確認について、担当の7番：伊藤委員ご説明願います。

7番：伊藤委員 11月11日に申請書立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。申請地は2ヵ所で、1ヵ所目の農地では、南側にハウス2棟あり、1棟はアスパラガスが栽培され、もう1棟では育苗で使用されていました。露地にはみかん10本、ブルーベリー30本、大根等の野菜が栽培されています。東側は収穫済みのナス、キュウリ、ピーマン等ありましたが、これから片づけをして、来年の畑づくりをするということです。2ヵ所目の農地では、北側に柿50本、みかん20本、夏みかん3本、南側にはブロッコリー、キャベツ、カリフラワー、ニンニク等栽培されておりました。この農地は家族で経営をされており、収穫した野菜は主に野菜自販機で販売されております。野菜自販機は市外に所有の農地の側におよそ150個入る販売機を設置しているので、そちらでも販売されています。この農地は適正に肥培管理されており、申請者は今後において終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第29号の5の現況確認について、担当は2番：石井委員ですが、本日は欠席のため、7番：伊藤委員ご説明願います。

7番：伊藤委員 11月12日に申請者と2番：石井委員立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりで2ヵ所あります。1ヵ所目の農地では、案内図北側の畑にハウスが3棟あり、通年で小松菜を栽培しています。ハウスの南側の露地には、ナス、ピーマン、人参、白菜、ブロッコリーなどが栽培されていました。案内図南側の畑では、人参、大根が栽培され

ています。大根は、これからビニールをかけ、来年度まで出荷する予定です。2カ所目の農地では、長ネギが栽培されていました。この農地は適正に肥培管理されており、申請者より今後において終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は举手をお願いいたします。

委員 ～委員举手～

議長 举手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第29号の6の現況確認について、これも担当は2番：石井委員ですが、本日は欠席のため、7番：伊藤委員ご説明願います。

7番：伊藤委員 11月12日に申請者と2番：石井委員と現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には育苗ハウス1棟、露地にはほうれん草、大根、白菜、スナップエンドウ、そら豆などが栽培されておりました。収穫した野菜は主に庭先で販売されています。この農地は適正に肥培管理されており、申請者より今後においても、終生当該農地の肥培管理を行うことの確認を取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は举手をお願いいたします。

委員 ～委員举手～

議長 举手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第29号の7の現況確認について、これも担当は2番：石井委員ですが、本日は欠席のため、7番：伊藤委員ご説明願います。

7番：伊藤委員 11月12日に申請者がご高齢のため、ご家族と2番：石井委員立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地にはブルーベリー10本、柿2本、ネギ、里芋、キャベツなどが栽培されておりました。この農地はご家族で経営されており、申請者はご高齢ですが元気で、野菜の袋詰め等の作業を担っているそうです。この農地は適正に肥培管理されており、申請者のご家族から今後も終生当該農地の肥培管理を行うことの確認を取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は举手をお願いいたします。

委員 ～委員举手～

議長 举手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第29号の8の現況確認について、担当の14番：原嶋委員ご説明願います。

14番：原嶋委員 11月14日に申請者立会いの下、現地確認に行ってまいりました。場所は案内図のとおりです。東側の農地は東西に3分割されており、北側部分は白菜、ブロッコリー、キャベツ、中央部分はほうれん草、小松菜、カブ、大根、南側部分はナスが栽培されていました。東側の畑は、里芋、小松菜、ほうれん草が栽培されていました。この農地は申請者と御家族、ボランティアの方で耕作されています。販売先はマルシェ、市場、学校給食、直販です。申請者は地域でも非常に優秀な農家であり、特にナスは市場でも高評価を受けている方です。この農地は現在も適正に肥培管理されており、今後においても終生農地の肥培管理を行うと

確認取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第29号の9の現況確認について、担当の6番：海老澤委員ご説明願います。

6番：海老澤委員 11月10日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりで、昨年度に農地パトロールへ行った農地です。申請地は2か所あり、北側の細長い農地には、ほうれん草3作、玉ねぎ2作、大根2作、里芋4作が栽培されており、除草されている部分もありましたが、ところどころに雑草が生えていましたが、近々植木屋さんに除草をしてもらうとのことで、二日後に確認したら除草されていました。南側の長方形農地には、栗の木が約70本植えてあります、こちらも植木屋さんに除草してもらうとのことで、現在はきれいになっていました。この農地は申請者の吉野さんが耕作されており、雑草が少々生えていましたが、その後は適正に肥培管理がされています。申請者も今後において終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取っていますので、証明しても問題はありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第29号の10の現況確認について、担当の1番：峯岸委員ご説明願います。

1番：峯岸委員 11月8日に申請者のご家族立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。野菜と果樹が栽培されており、収穫物は庭先で販売していることです。申請地北側から掘り取りを終えたさつまいもが200株、春先用ののらぼう菜が1作、大根1作、白菜1作を生育中でした。中央部分に東西向きのパイプハウスが1棟あり、ブルーベリー、みかんが植えられており、東側4分の1には肥料、資材、農機具の置場として使用されました。ハウスの脇には耕運機が1台、ミニバッカホーが1台置かれていました。ハウス南側には収穫中の大根が2作、ナス1作、ネギ2作、生育中の玉ねぎ1作、ほうれん草2作、人参3作、キャベツ、ブロッコリーが1作ずつ植えられていました。さらにその南側にはブルーベリーが30本、梅の木が5本、柿の木が1本植えられていました。この農地は適切に肥培管理されており、申請者本人は高齢のため、主に後継者の息子さん夫婦が、さらに土曜日、日曜日には申請者の三男さん、四男さんも手伝うように家族で協力して耕運をされております。申請者より終生当該農地の肥培管理を行う確認も取れており、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に日程2の協議はありませんので、日

程3の専決報告に入ります。専決報告1「農地の相続による権利取得の届出について」を事務局より説明願います。

～事務局説明（1件）～

議長 報告1の現況確認について、担当は2番：石井委員ですが、本日は欠席のため、7番：伊藤委員ご報告願います。

7番：伊藤委員 11月12日に2番：石井委員と現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地はサツキ、ツツジなどが植えられて、雑草等もそこまで伸びていませんでした。南側の正方形の畑は現在、都道の工事をしていて入れないですけど、同じような状態でした。

議長 専決報告1の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（2件）～

議長 報告2の1の現況確認について、担当の11番：白鳥委員よりご報告願います。

11番：白鳥委員 11月16日に現地確認に行ってきました。場所は案内図のとおりです。現地は道路際も含めて、現在更地になっておりまして、ロープが張られており、建築確認の看板が立っており、一戸建てが建つそうです。東側の細い部分は私道になっております。

議長 報告2の2の現況確認について、担当の14番：原嶋委員よりご報告願います。

14番：原嶋委員 11月13日に現地確認に行ってまいりました。場所は案内図のとおりです。現在はブルーベリーが6本植えてありました。

議長 専決報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（2件）～

議長 報告3の1の現況確認について、担当の5番：小林委員よりご報告願います。

5番：小林委員 10月18日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は腰胸丈の雑草に覆われている状況でした。

議長 報告3の2の現況確認について、担当の7番：伊藤委員よりご報告願います。

7番：伊藤委員 11月8日現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在、空き家状態で自宅の南側の農地もフェンスに囲まれており、果樹等植えられておりましたが、手入れもされておらず、荒れている状態でした。

議長 専決報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に専決報告4「登記官照会について」事務局より説明願います。

事務局 専決報告4「登記官照会について」説明

照会件数1件1筆 いずれも農地ではありませんでした。

議長 報告4の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。専決報告は以上です。次に日程4の部会報告に入り

ます。

各部会長より報告

●農政部会：なし

●農地部会：第63回三鷹市農業祭での活動報告について

●経営部会：なし

●四季コン：第5回農の四季コンテスト表彰式について

議長 各部会の報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程5の事務報告に入ります。事務報告1「生産緑地のあっせん結果について」について事務局から説明願います。

事務局 事務報告1「生産緑地のあっせん結果について」説明

令和7年第10回定例総会にて協議した7三都都第242号生産緑地地区指定番号第219号及び7三都都第255号生産緑地地区指定番号第125号については、期限の令和7年11月5日（水）までにご照会がなかったため、都市計画課に「あっせん先のない旨」を回答する。

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に事務報告2「農地に関するお願い・相談など」について事務局から説明願います。

事務局 事務報告1「農地に関するお願い・相談など」について説明

～事務局説明（3件）～

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に日程6の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、6事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。

次に日程7の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、7事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。その他になにかございませんか。最後に日程8のその他について、事務局よりお願いします。

事務局 日程のとおり、8その他を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、以上で第11回の定例総会を終了いたします。